

Point.1 地震による利益損失を補償

お支払い対象となる地震が発生した場合に、

①利益の減少損害 ②事業継続に必要な特別費用

に対して、保険金をお支払いします。



地震の影響で自社施設の損壊やサプライチェーンの寸断により売上高が前年度の実績に対して減少。それに伴い利益も減少。

本業の復旧に時間がかかり経営の圧迫や取引先から淘汰されてしまう。最悪、倒産にも至る。

そこで！！

お支払い対象の地震が発生し、**営業が休止または阻害されたために生じる損失**に対して保険金をお支払いします。

- 自社施設の損壊による営業停止
- 取引先の罹災による営業停止
- 交通の遮断による流通停止
- 電気・水道・ガス・通信等のインフラ停止

- ＜お客さまの損失＞
- ・喪失利益
 - ・収益減少防止費用
 - ・営業継続費用

Point.2 お支払い対象となる地震

契約時に指定した「**震度観測点** (注1)」において、「**震度6強以上** (注2)」の地震が発生した場合に保険金をお支払いします。

注1 震度観測点 : ご契約時に地震発生時に震度を観測する地点の名称(震度観測点名称)と観測点所在地をご指定いただきます。

注2 震度6強以上 : 観測点における震度計にて震度6強以上が観測される地震の発生がお支払い要件となります。

＜最近の震度6強以上の地震＞

		最大震度	家屋全壊(棟)	家屋半壊(棟)	家屋一部破損(棟)
1995年1月17日	阪神・淡路大震災	7	104,906	144,274	-
2007年3月25日	能登半島地震	6強	686	1,740	26,958
2011年3月11日	東北地方太平洋沖地震	7	110,826	134,379	502,333
2011年3月15日	静岡東部の地震	6強	-	-	-

*出典：ファクトブック2011日本の損害保険

＜震度と被害の規模＞

震度6強以上の地震が発生した場合、建物の耐震性の高さなどにより、建物の全壊または完全休業を回避できる可能性がある一方、利益の減少、事業継続に必要な費用の支出は避けがたいものと考えられます。

	屋内の状況	屋外の状況	鉄筋コンクリート造建物 (耐震性が高い)
震度6強	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
震度7	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。

*出典：気象庁震度階級関連解説表

*上表は、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記載したものです。これより大きな被害や小さな被害の場合もあります。詳しくは、気象庁のホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>) に掲載の気象庁震度階級関連解説表をご覧ください。

Point.3 迅速なサポート「保険金の仮払い」について

お支払い対象となる地震が発生した場合、保険金請求の手続きをした日から30日以内に保険金額の全額を「仮払い（※）」します。

事業継続支援機能

地震発生の場合、急な出費と売上減少から、短期的にはキャッシュフローの悪化を招くことが予想されます。そのため、この保険は地震発生後保険金請求の手続きをした日から30日以内に保険金を仮払いします。これは特定地震が発生した時点で、損害の程度にかかわらず、ご契約金額（保険金額）の全額を仮保険金として支払うという制度です。このしくみにより、保険金を当座の運転資金としてご活用いただけますので、キャッシュフローの悪化を防ぎ、事業の継続が可能となります。

（注）なお、てん補期間終了後1か月以内に地震による損失が発生したことを証明する資料を提出していただけます。

（※）実際に保険金をお支払いする損失の額が仮払金よりも少ない場合は、その差額を返還していただけます。その際、差額分の保険料はご返金させていただきます。

<BCP事業継続計画ガイドの抜粋>

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の策定によって、事業再開までの期間の短縮も期待できます。

	BCP導入なし企業	BCP導入済み企業
想定	小規模食料品スーパー（従業員3名+パート店員5名）。平日早朝、大規模地震。	
当日	建物は無事だが、棚が倒れ商品が散乱。 ●店主自宅半壊、家族と避難所生活。 ●従業員等、安否確認できず。	●棚を固定済み、商品の散乱は小規模。 ●店主の自宅は、耐震補強済みで無事。 ●従業員等、スーパーに安否の張り紙。
数日間	●店内整理手付かず。停電で生鮮品腐敗。 ●従業員等とは、電話連絡のみ。	●翌日、ボランティアの助け、店内整理。在庫食料品を避難所に運び、無料提供。 ●1週間は物流ストップ。駐車場にテントを張り、緊急物資の配給拠点に提供。 ●1週間後、電気が通じ自宅に戻った住民を相手に仮営業を開始。
数ヶ月間	●1月後、金融機関借入で自宅修理。 ●スーパー営業再開の目処が立たず。 ●従業員・パート店員、一時解雇。	●手持ち資金で、従業員等の月給支払い。 ●設備修理と商品仕入の資金借入れ。 ●1ヵ月後、本格営業開始。

*出典：中小企業BCP事業継続計画ガイド

*詳しくは、中小企業庁のホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/>）に掲載の中小企業BCP事業継続計画ガイドをご覧ください。

契約内容について

- ・保険期間：5年間（保険料の払込方法：長期年払）
- ・保険金お支払い対象期間：保険金のお支払要件に該当する地震発生の日から収益復旧日まで（ただし、12か月が限度となります。）

保険金額は1口あたり100万円となります。

保険金額

=

100万円

×

ご加入口数

ご加入口数の設定方法

- ・ご契約金額（保険金額）が年間の営業収益（売上または生産高）に利益率（※）を乗じた額の20%以下となるように口数をご設定ください。
- （※）利益率とは、営業利益に固定費を加えた額の年間営業収益に対する割合をいいます。

- 「BCP地震補償保険」は、「火災保険普通保険約款（利益保険・営業継続費用保険用）」に「利益保険特約」「特定地震危険のみ補償特約（震度商品用）」「震度計方式への変更追加特約」「保険料長期年払特約」をセットした商品のペットネームです。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。また、ご契約前には必ず「普通保険約款・特約」をご覧ください。
- ご契約者以外の被保険者（補償を受けられる方など）にも、このチラシに記載された内容をお伝えください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先